

日本学術会議における意思の表出の作成手続きの概要

※「意思の表出等の作成手続について」（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）に基づき、事務局で作成

意思の表出の種類（全8種類）

1. 諮問又は審議依頼への対応

- （1）政府からの諮問に対する「答申」
- （2）関係機関からの審議依頼に対する「回答」

2. 学術会議からの提案

- （1）政府に実現を強く勧める「勧告」
- （2）政府や関係機関等を実現を望む「要望」
- （3）政府や関係機関、広く社会に向けて意見を表明する「声明」
- （4）政府や関係機関、広く社会に向けて、総合的・俯瞰的な見地から提案する「提言」
- （5）政府や関係機関、広く社会に向けて、専門的な見地からの提案や意見の提示を分科会名等で行う「見解」
- （6）審議の結果を分科会名等で発表する「報告」

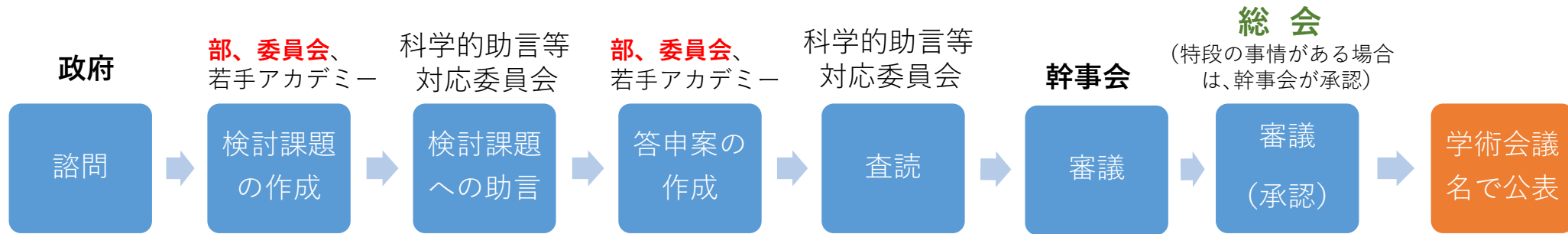
日本学術会議のルールに基づく意思の表出の流れ

1. 諮問又は審議依頼への対応

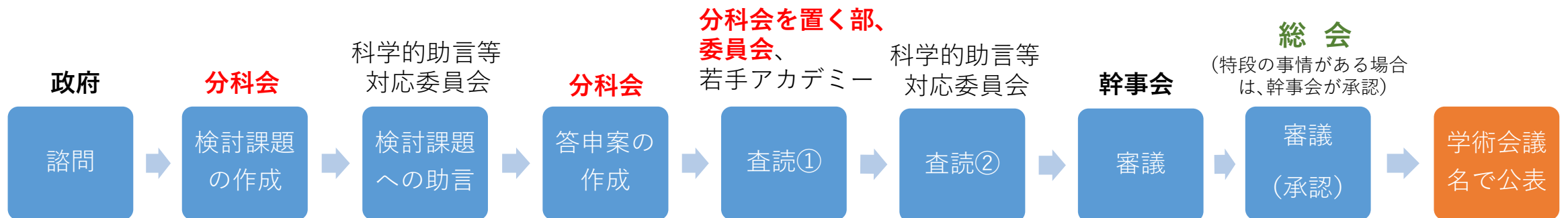
幹事会は、諮問に対する「答申」又は審議依頼に対する「回答」の審議を行う部、委員会、分科会又は若手アカデミーを決定する。
幹事会は、必要に応じ、審議のための課題別委員会、幹事会附置委員会等を設置することができる。

(1) 政府からの諮問に対する「答申」

① 部、委員会、若手アカデミーが作成する場合

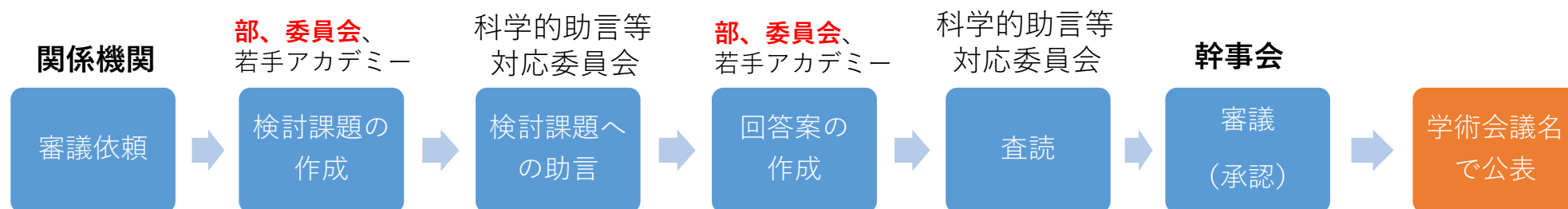


② 分科会が作成する場合

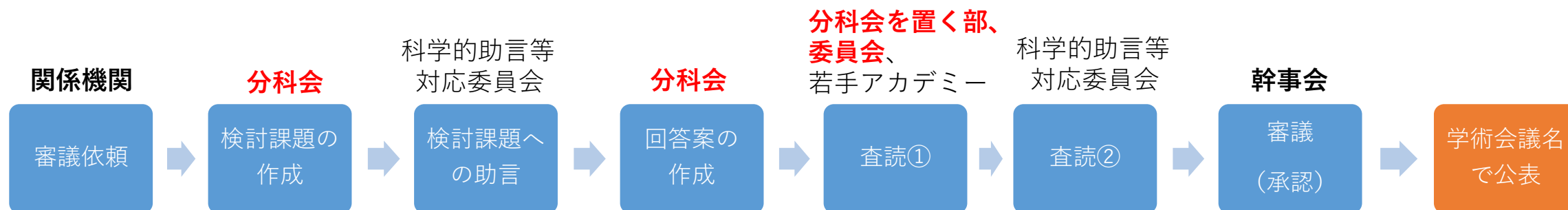


(2) 関係機関からの審議依頼に対する「回答」

① 部、委員会、若手アカデミーが作成する場合



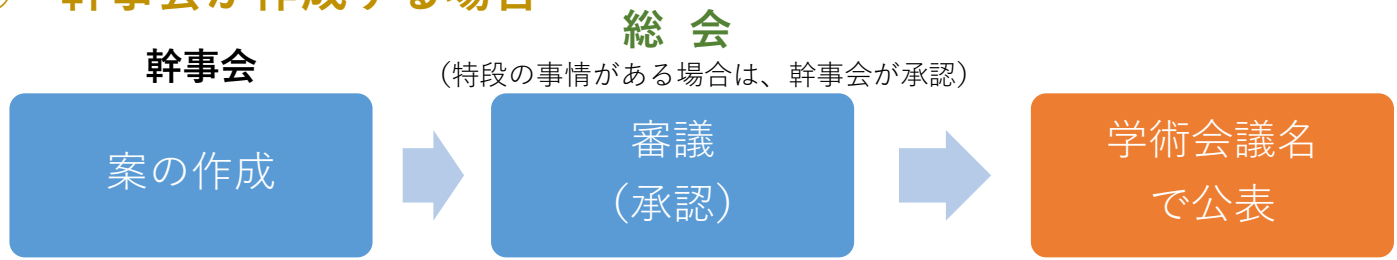
② 分科会が作成する場合



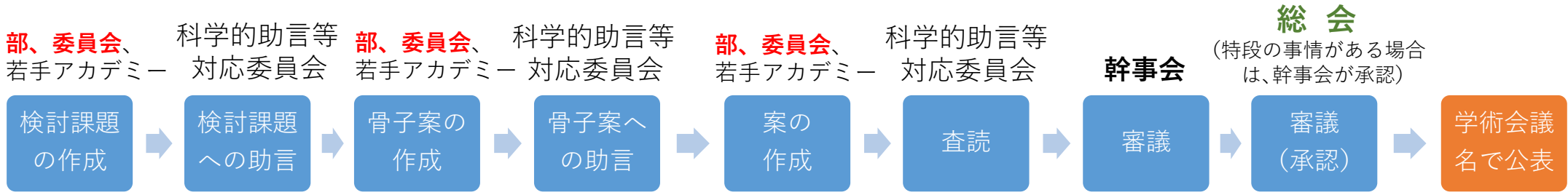
2. 学術会議からの提案

- (1) 政府に実現を強く勧める「勧告」
- (2) 政府や関係機関等を実現を望む「要望」
- (3) 政府や関係機関、広く社会に向けて意見を表明する「声明」

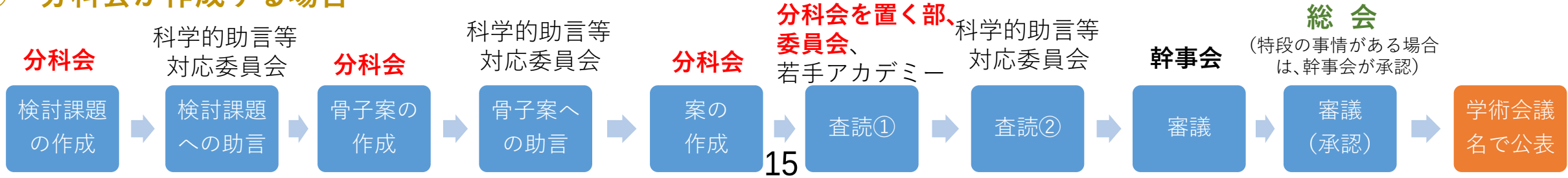
① 幹事会が作成する場合



② 部、委員会、若手アカデミーが作成する場合

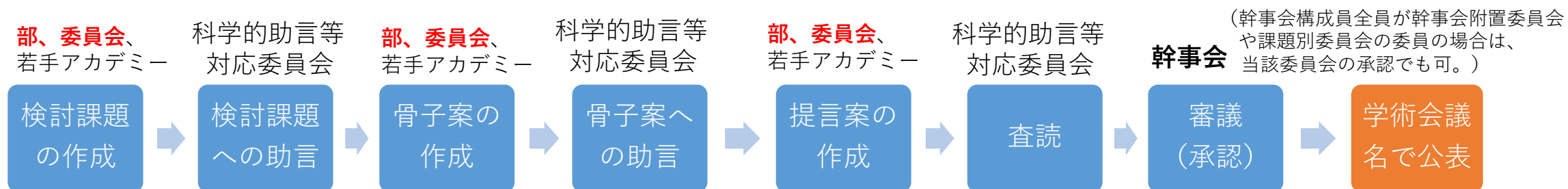


③ 分科会が作成する場合

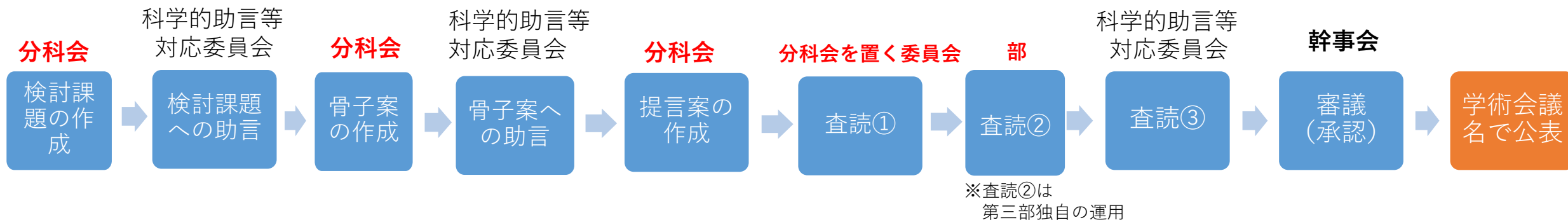


(4) 政府や関係機関、広く社会に向けて、総合的・俯瞰的な見地から提案する「提言」

① 部、委員会、若手アカデミーが作成する場合

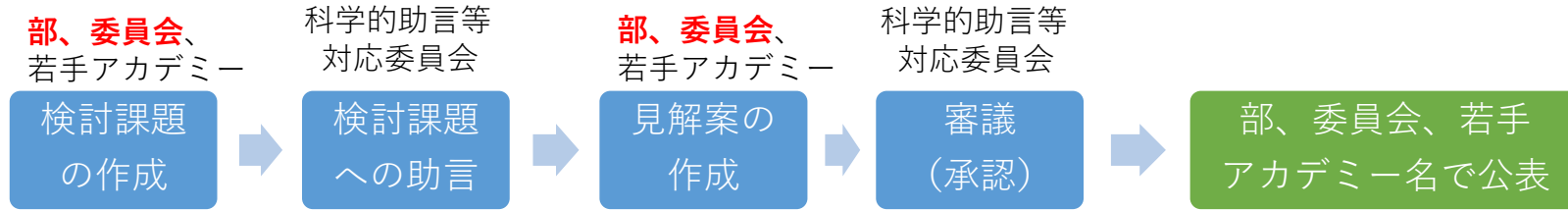


② 分科会が作成する場合

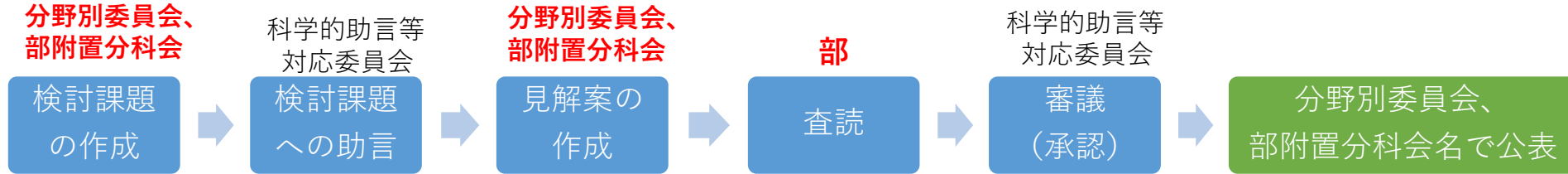


(5) 政府や関係機関、広く社会に向けて、専門的な見地からの提案や意見の提示を分科会名等で行う「見解」

① 部、機能別委員会、課題別委員会、幹事会附置委員会、若手アカデミーが作成する場合



② 分野別委員会、部附置分科会が作成する場合



③ 機能別委員会の分科会、課題別委員会の分科会、幹事会附置委員会の分科会が作成する場合

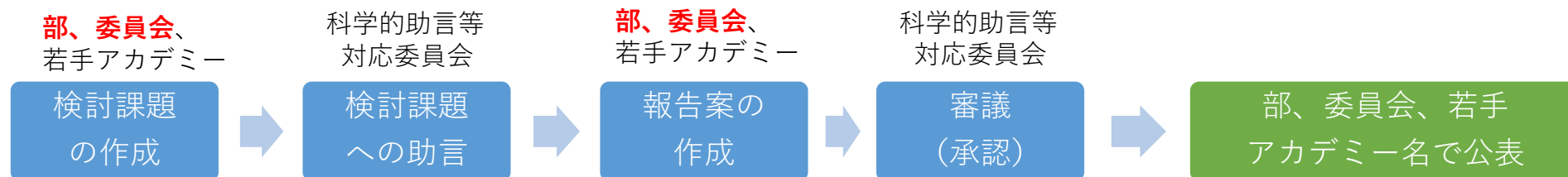


④ 分野別委員会の分科会が作成する場合

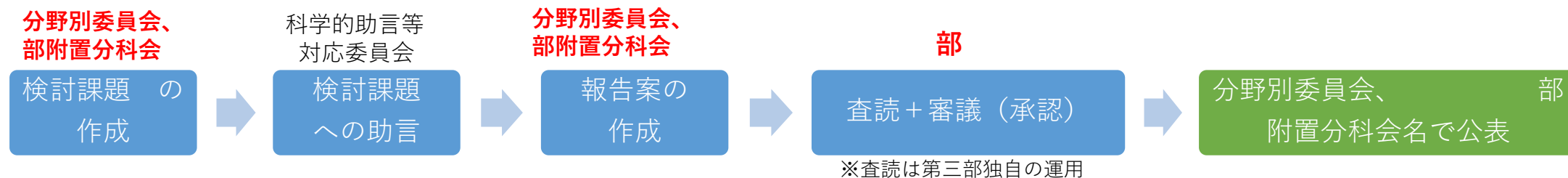


(6) 審議の結果を分科会名等で発表する「報告」

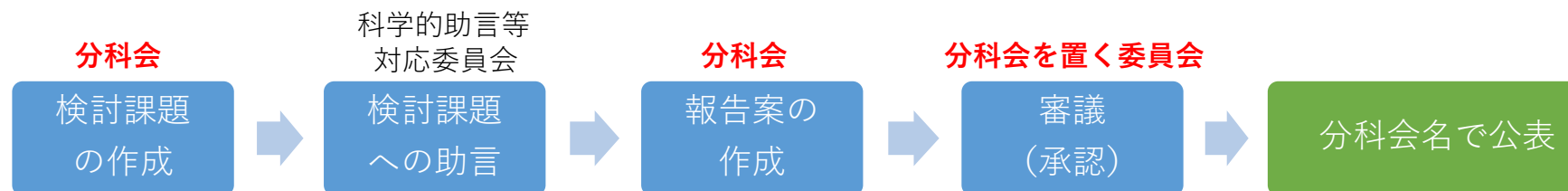
① 部、機能別委員会、課題別委員会、幹事会附置委員会、若手アカデミーが作成する場合



② 分野別委員会、部附置分科会が作成する場合



③ 機能別委員会の分科会、課題別委員会の分科会、幹事会附置委員会の分科会が作成する場合



④ 分野別委員会の分科会が作成する場合



意思の表出について ①

(10/21総会の磯副会長報告資料から抜粋)

意思の表出の作成に関して、各委員会・分科会へのお願い

1 意思の表出を行う時期について

今期3年間における意思の表出は、原則、今期末の1年前（令和7年9月末）までを目途に発出できるように努めていただきたい。これに間に合わない場合でも遅くとも今期末の半年前（令和8年3月末）までに発出していただきたい。

今期の最後の1年間は、原則、各関係機関等への周知、シンポジウム、フォローアップ等に充てていただきたい。

以上を確実に実行するために、余裕を持ったスケジュール設定、スケジュール管理をお願いしたい。

2 各委員会・部等における査読について

意思の表出手続きに関して、各委員会・部等で行う「査読」手続きを迅速に行うために、意思の表出の案文が出来上がってから査読者を決めるのではなく、前もって査読者を決め、査読手続きが査読者の人選等で滞ることがないようにしていただきたい。

■令和7年9月末までに「提言」を公表する場合、スケジュールを逆算すると

短縮可能	令和7年9月	幹事会が「提言案」を <u>審議</u> （承認後、公表）
	7月～9月	科学的助言等対応委員会が「提言案」を <u>査読②</u> ※1
	5月～7月	分野別委員会が「提言案」を <u>査読①</u> ※1
	4月中	科学的助言等対応委員会が「 <u>提言の骨子案</u> 」に <u>助言</u> ※2
	3月中	分科会は、科学的助言等対応委員会に「 <u>提言の骨子案</u> 」を提出
	2月中	科学的助言等対応委員会が「 <u>申出書</u> 」に <u>助言</u> ※2
	令和7年1月中	分科会は、関係する委員会や分科会・部と事前調整の上、 科学的助言等対応委員会に検討課題等を提出（「 <u>申出書</u> 」） ※2

※1 査読者の速やかな人選や、査読意見を踏まえた修正案の速やかな提出により、査読期間短縮の可能性

※2 「申出書」に「提言の骨子案」が添付されている場合はまとめて助言を行うため、助言期間短縮の可能性

■令和7年9月末までに「**見解**」を公表する場合、スケジュールを逆算すると

令和7年7月～9月 科学的助言等対応委員会が「見解案」を**審議** ※1 (承認後、公表)

5月～7月 部の役員会が「見解案」を**査読②** ※2

3月～5月 分野別委員会が「見解案」を**査読①** ※2

2月中 科学的助言等対応委員会が「**申出書**」に**助言**

令和7年1月中 分科会は、関係する委員会や分科会・部と事前調整の上、科学的助言等対応委員会に検討課題等を提出(「**申出書**」)

※1 審議結果を踏まえた修正案の速やかな提出により、**審議期間短縮の可能性**

※2 査読者の速やかな人選や、査読意見を踏まえた修正案の速やかな提出により、**査読期間短縮の可能性**

■令和7年9月末までに「報告」を公表する場合、スケジュールを逆算すると

令和7年7月～9月 部の役員会が「報告案」を**審議** ※1（承認後、公表）

5月～7月 分野別委員会が「報告案」を**査読** ※2

4月中 科学的助言等対応委員会が「**申出書**」に**助言**

令和7年3月中 分科会は、関係する委員会や分科会・部と事前調整の上、科学的助言等対応委員会に検討課題等を提出（「**申出書**」）

※1 審議結果を踏まえた修正案の速やかな提出により、**審議期間短縮の可能性**

※2 査読者の速やかな人選や、査読意見を踏まえた修正案の速やかな提出により、**査読期間短縮の可能性**